平成２５年（フ）第１１６号
広島県尾道市栗原西１丁目１番１号
債務者　岡田　浩三（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
広島県尾道市栗原西１丁目１番１号
債務者　岡田　朋子（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
熊本県荒尾市下井手284番地５
債務者　松尾　順子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２４２号
長野県東筑摩郡筑北村坂井5826番地、前住所
長野県東筑摩郡筑北村坂井5952番地２
債務者　太田　清恵（旧姓旅川）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３２０号
兵庫県伊丹市北河原３丁目２番17―1006号
債務者　中髪　　章（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野183番地３
第１藍住マンション206号
債務者　大前　安史
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５８号
徳島市不動東町２丁目966番地の１
債務者　大西　千恵
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６７号
徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚183番地２、旧住所徳島県鳴門市撫養町斎田字大池５番地５
債務者　山本　昌樹
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７１号
徳島県小松島市田浦町字西原168番地の６
債務者　植松　昭人
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８２号
徳島市二軒屋町１丁目39番地
債務者　富川　眞美
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８３号
徳島県吉野川市山川町迎坂２番地８、旧住所京都府城陽市枇杷庄西ノ口32番地の６
債務者　和泉　清治
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６４号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石68番地125
債務者　中西　順子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１６号
福岡市早良区四箇田団地17番804号
債務者　栗木　賢二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６６号
福岡県宗像市光岡732番地１ひいらぎ邸
債務者　篠原　昭敏
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８８６号
福岡県朝倉市甘木60番地２
債務者　塚原多恵子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０１号
福岡市東区松崎４丁目35番17号
債務者　木下　裕一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９０９号
福岡市東区香椎２丁目18番18号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部